

生活保護(生業扶助)世帯と非課税(県民税・市町村民税所得割額)世帯の方へ**(新入生向け)奨学のための給付金制度のご案内****1. 奨学のための給付金とは**

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

この奨学のための給付金は、返還の必要がありません。

(1) 支給要件

○高等学校等就学支援金、学び直し支援金の各支援金の受給資格要件を満たす者であること。

○令和 5 年7月1日時点において、生徒の保護者等が茨城県に在住していること

○生徒の保護者等の市町村民税所得割額および道府県民税所得割額が非課税である世帯、
または生活保護の生業扶助(高等学校等就学費)を受給している世帯であること

※茨城県外に在住している場合、当該在住の都道府県が奨学のための給付金の申請先になります。詳細はお住まいの都道府県教育委員会へお問い合わせください。

※過去に在学歴があり奨学のための給付金を受給したことがある場合、支給回数上限により対象外となる場合があります。支給回数上限については、学校事務室までお問い合わせください。

※給付金の対象となる高校生等(母子生活支援施設に入所する高校生等を除く)が、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費)の支弁対象である場合、奨学のための給付金は対象外となります。

(2) 支給予定額【年額(高校生等1人あたり)】

区 分	通信制
生活保護(うち、生業扶助の高等学校等就学費)受給世帯	32,300円
道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が <u>非課税</u> である世帯	50,500円

2. 給付金の一部早期給付について(新入生対象)

令和 5 年度新入生については、特にご家庭の負担が大きい入学時の支援のため、
令和 5 年4月1日(早期給付の基準日)に上記1(1)支給要件を満たす場合は、
年額の1/4を受給できます。就学支援金の申請を必ずしてください。

区 分	年額の 1/4
生活保護(うち、生業扶助の高等学校等就学費)受給世帯(令和 5 年4月1日時点)	8,075 円
令和 4 年度道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が <u>非課税</u> である世帯	12,625 円

なお、令和 5 年7月1日時点においても支給要件を満たす場合は、再度申請いただくことで年額の残3/4を受給することができます。受付開始のときに、対象者へ別途お知らせします。

(1) 一部早期給付の申請方法

【受付が必要です】まずは学校事務室 029-247-6173 へ連絡し受付してください。

下記必要提出書類を用意し、申請書類を入学式当日事務室窓口で記入してください。

支給を受けるには、申請の手続きが必要です。申請しなければ給付金は受けられません。

上記の支給要件に該当する方は、

必要提出書類(①または② + ③)

【生活保護(生業扶助(高等学校等就学費)受給世帯】

①生活保護受給証明書 (福祉事務所へ発行を依頼してください。発行日は4月1日以降)

令和 5 年4月1日時点で生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯であることが確認できる書類

重要！

【令和 4 年度道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税である世帯】

②令和 4 年度 住民税(非)課税証明書 (市町村役場発行)

令和 5 年4月1日時点で保護者等の令和 4 年度市町村民税所得割額および道府県民税所得割額が非課税であることが確認できる書類

③振込口座を確認できる通帳やキャッシュカードのコピー

申請者(親権者等)名義の振込口座を指定していただきます

(2)一部早期給付の申請期限

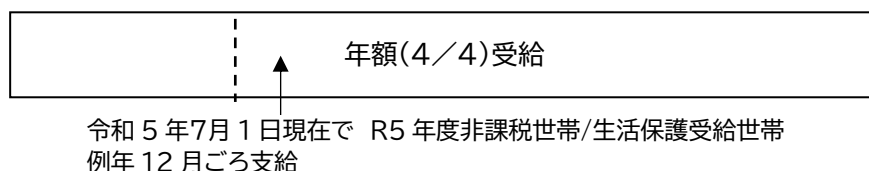
令和 5 年 4 月 16 日(日)入学式当日

(3)一部早期給付の時期(見込み)

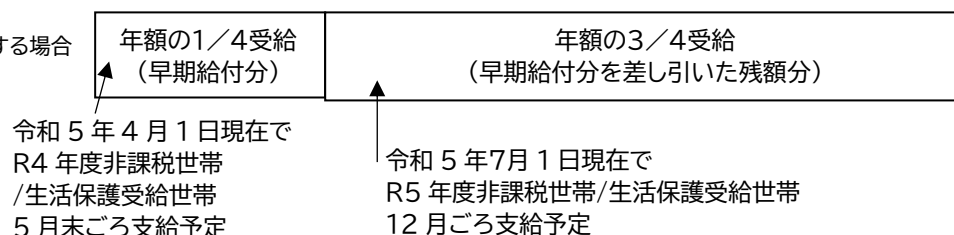
令和 5 年5月末ごろ(審査状況により前後する可能性があります)

(参考)奨学のための給付金イメージ図

ケース1 通常の支給の場合



ケース2 一部早期給付を受給する場合



(ご注意)

○一部早期給付を受給していても、令和 5 年7月1日時点で支給要件を満たさない場合、年額の残3/4を受給することはできません。
 ○県が定める期限までに早期給付の申請が無かった場合、通常どおり令和 5 年7月1日の状況での申請によって給付金の支給可否を判断することとなります。(令和 5 年4月1日の状況で支給要件を満たしていても、令和 5 年7月1日の状況で支給要件を満たさないときは、県が定める期限までに早期給付の申請が無かった場合は、奨学のための給付金を受給することはできません。)

お問い合わせ先:県立水戸南高校 事務室【029-247-6173】

奨学のための給付金 Q&A

Q1 両親の片方が海外勤務のため課税証明書等が発行できません。対象になりますか？

A1 海外勤務のため“道府県民税所得割額”及び“市町村民税所得割額”の課税証明を受けられない方がいる場合は、給付金の支給対象となりません。

Q2 生活保護を受給していますが、この給付金の支給を受けると収入と認定されてしまうのでしょうか？

A2 福祉事務所において就学のために必要と認められる額については、生活保護における生業扶助収入設定から除外されます。給付金の使い方については、担当のケースワーカー等と相談するようにしてください。

Q3 兄(2年生)弟(1年生)がそれぞれ違う国公立高等学校等に通っています。申請書は別々に記入して、各学校へ提出する必要がありますか？

A3 お一人ずつ、それぞれの在籍学校へ申請書等を提出してください。注)通信制以外の高等学校・私立校の高校生等の場合、給付額が異なります。

Q4 住民税の均等割が課税されています。対象となりませんか？

A4「均等割額」が課税されていても、“道府県民税所得割額”及び“市町村民税所得割額”が非課税であれば給付金の対象になります。